



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める法人（総務私学課） 1
- 指定納付受託者の事務所の所在地の変更の届出（税務課） 2
- 救急病院の告示（医療政策課） 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路街路課） 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定・2件（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 3
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） 4

公 告

- 採石業務管理者試験の実施（産業政策課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（ものづくり振興課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（ものづくり振興課） 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市公園課） 10
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部交通規制課） 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部交通規制課） 12

企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 14
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 14

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則 15

告 示

沖縄県告示第302号

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第33条第1項の規定により、県が出資その他財政上の援助を行う法人であって、知事が定めるものを次のとおり定める。

なお、令和元年沖縄県告示第245号（沖縄県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める法人）は、廃止する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

一般財団法人沖縄県私学教育振興会
那覇空港ビルディング株式会社
公益財団法人沖縄科学技術振興センター
公益社団法人沖縄県地域振興協会
沖縄県環境整備センター株式会社

一般財団法人沖縄県セルプセンター
 公益財団法人おきなわ女性財団
 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団
 一般財団法人沖縄県北部医療財団
 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
 公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター
 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 公益社団法人沖縄県糖業振興協会
 公益財団法人沖縄県畜産振興公社
 沖縄県土地改良事業団体連合会
 一般財団法人沖縄県水産公社
 公益財団法人沖縄県産業振興公社
 那覇空港貨物ターミナル株式会社
 沖縄県信用保証協会
 一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター
 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会
 公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団
 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
 一般社団法人沖縄伝統空手道振興会
 公益財団法人沖縄県スポーツ協会
 公益財団法人沖縄県建設技術センター
 沖縄県土地開発公社
 久米島空港ターミナルビル株式会社
 宮古空港ターミナル株式会社
 石垣空港ターミナル株式会社
 沖縄都市モノレール株式会社
 一般財団法人沖縄美ら島財団
 沖縄県住宅供給公社

沖縄県告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり事務所の所在地の変更の届出があった。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出をした指定納付受託者の名称 株式会社トラストバンク
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	東京都港区北青山二丁目14番 4 号

沖縄県告示第304号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
豊見城中央病院	豊見城市字上田25番地	社会医療法人友愛会	令和 8 年 8 月 3 日	令和11年 8 月 2 日

沖縄県告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（佐事川地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 7 月 27 日から同年 12 月 18 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 今帰仁村湧川
- 2 公共測量を実施した期間 令和 7 年 10 月 15 日から令和 8 年 7 月 13 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第307号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 区間 西原町字翁長坂田升570番から西原町字翁長坂田升592番まで

沖縄県告示第308号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 区間 西原町字翁長坂田升592番から西原町字棚原前原213番 3 まで

沖縄県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市字大工廻
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 7 月 28 日から同年 12 月 28 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第 310 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、沖縄県北部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字安和
- 2 公共測量を実施する期間 令和 8 年 8 月 17 日から同年 12 月 26 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第 311 号

沖縄県証紙条例（昭和 47 年沖縄県条例第 94 号）第 5 条第 1 項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
一般社団法人まじきな事務所	沖縄市高原六丁目 20 番 3 号	沖縄市高原六丁目 20 番 3 号 豊見城市字真玉橋 274 番 3 号 赤嶺ビル 207	令和 8 年 7 月 27 日

公 告

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 第 1 項の規定により、第 55 回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和 8 年 10 月 9 日（金曜日）午前 10 時から午前 12 時まで
 - (2) 場所
 - ア 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県本庁舎内会議室
 - イ 宮古島市平良字西里 1125 番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室
 - ウ 石垣市字真栄里 438 番地の 1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室
- 2 受験手続 受験願書を令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）から同年 9 月 11 日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号）に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里 1125 番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里 438 番地の 1）において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kiban/saiseikijarisaisaishugyoumukanri.html>）に掲載する。
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号 098-866-2330）に問い合わせること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 液体クロマト四重極質量分析装置（Q-TOF）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者
 - (2) 県の求めに応じ、物品等の納入の場所に従業者を派遣できる体制を有する者
 - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ その他入札説明書に定める申請書等
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2337 メールアドレスaa055301@pref.okinawa.lg.jp
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年8月28日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させ

ない。

- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する液体クロマト四重極質量分析装置（Q-TOF）に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 調達する物品等の種類 タンデム型質量分析装置（LCMS）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年沖縄県告示第 69 号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者

- (2) 県の求めに応じ、物品等の納入の場所に従業者を派遣できる体制を有する者

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ その他入札説明書に定める申請書等

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2337 メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp

- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 8 年 8 月 28 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称

- (2) 住所又は所在地

- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するタンデム型質量分析装置（LCMS）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 液体クロマト四重極質量分析装置（Q-TOF） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 仕様書による。
 - (4) 納入の場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 8 年 8 月 14 日付け沖縄県公報定期第 5432 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による液体クロマト四重極質量分析装置（Q-TOF）に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和 8 年 8 月 28 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和 8 年 9 月 25 日（金曜日）午前 9 時 30 分
 - (2) 場所 沖縄県庁 14 階商工労働部会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年9月24日（木曜日）まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページ

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県商工労働部ものづくり振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和8年9月24日（木曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED
Liquid Chromatograph Quadrupole Time-of-Flight Mass Spectrometer System(Q-TOF)
- (2) QUANTITY
One set
- (3) DATE OF BIDS
9:30 a.m. September 25, 2026
- (4) POINT OF CONTACT
Manufacturing Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor
Okinawa Prefectural Government
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan
Phone: 098-866-2337
Office hours: 9:00 to 17:00

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年8月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 タンデム型質量分析装置（LCMS） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入の期限 仕様書による。
 - (4) 納入の場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 8 年 8 月 14 日付け沖縄県公報定期第 5432 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるタンデム型質量分析装置（LCMS）に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和 8 年 8 月 28 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和 8 年 9 月 25 日（金曜日）午前 11 時
 - (2) 場所 沖縄県庁 14 階商工労働部会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
 - (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページ
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県商工労働部ものづくり振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5 (1) の日時に 5 (2) の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 8 年 9 月 24 日 (木曜日) 午後 5 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により 3 (2) の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED
Tandem Mass Spectrometer (LCMS)
 - (2) QUANTITY
One set
 - (3) DATE OF BIDS
11:00 a.m. September 25, 2026
 - (4) POINT OF CONTACT
Manufacturing Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor
Okinawa Prefectural Government
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan
Phone: 098-866-2337
Office hours: 9:00 to 17:00

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那 5 号首里城公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和62年建設省告示第1816号、平成 6 年建設省告示第851号、平成 7 年建設省告示第188 9号、平成10年建設省告示第443号、平成12年建設省告示第389号、平成14年沖縄総合事務局告示第 1 号、平成18年沖縄総合事務局告示第14号、平成20年沖縄総合事務局告示第21号、平成22年沖縄総合事務局告示第19号、平成24年沖縄総合事務局告示第31号、平成29年沖縄総合事務局告示第16号、令和 4 年沖縄総合事務局告示第 3 号及び令和 7 年沖縄総合事務局告示第 6 号の事業地のうち那覇市首里大中町 1 丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和62年10月23日から令和 9 年 3 月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 8 月 25 日 沖縄県指令土第 634 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字我謝前川原 413 番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝 698 番地（運玉ハイツ呉屋 301 号） 大城和代
- 5 検査済証番号 令和 8 年 7 月 30 日 第 5059 号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 7 月 3 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 OSS（ワンストップサービスをいう。）警察共同利用型システム機器等（以下「J-POSS」という。）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 8 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が 500 万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA 機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-862-0110（内線 5173）
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次

に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する J－POSS の賃貸に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年8月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 OSS（ワンストップサービスをいう。）警察共同利用型システム機器等（以下「J－POSS」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 令和8年8月14日付け沖縄県公報定期第5432号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるOSS（ワンストップサービスをいう。）警察共同利用型システム機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者

イ J－POSSの設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該J－POSSに障害が発生した場合において、通報後、警察本部にあっては4時間以内、沖縄本島内の警察署にあっては6時間以内、沖縄県本島外の警察署にあっては1日以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を令和8年9月24日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者

ウ 納入しようとするJ－POSSの機能等証明書を令和8年9月24日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該J－POSSを納入の期限までに納入することができることを証明した者

エ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者

オ Microsoft Windows Server 2022関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者

カ Oracle関連の認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「Oracle認定技術者」という。）を有している者

キ J－POSSの保守に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2人以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、MCP認定技術者及びOracle認定技術者と迅速に連絡をとり、当該J－POSSを円滑に保守することができる体制を確保できる者

ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900－0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900－0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和 8 年 10 月 6 日（火曜日）午前 10 時 30 分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）午後 3 時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900－0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）までに 4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

- ア 期限 令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）午後 5 時
イ 方法 簡易書留郵便により 4 (2) の場所に提出すること。
(3) 最低制限価格 設定しない。
(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and Quantities of the product to be leased
OSS Network Device for the Information System at Okinawa Prefectural Police: 1 set
- (2) Bid opening
Date and time: 10:30 a.m. Tuesday, October, 6, 2026
Place: Okinawa Prefectural Police HQ, First Floor
- (3) How to submit the bid document
Submit the bid document to the Handling Division mentioned below by 17:00 on Monday, October, 5, 2026
※We do not accept the bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to submit the bid document by postal service
Due Date and Time: 17:00 Monday, October, 5, 2026
The bid document must be delivered by registered mail to the Handling Division.
- (5) Handling Division
Organization: Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第 8 号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和 48 年沖縄県企業局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 19 条第 6 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「としての」を「として」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

沖縄県企業局訓令第 5 号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 14 日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県企業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月14日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地